

29 契第 2324 号
平成 30 年 3 月 26 日

入札参加資格登録業者 様

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

会津若松市工事等入札参加停止措置基準及び同運用基準の改正について
このことについて、下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 会津若松市工事等入札参加停止措置基準の主な改正事項

(1) 建設工事以外の案件への適用の明確化 (題名ほか全般)

入札参加停止措置は、工事のみならず、物品調達や業務委託等についても対象と
していることから、それに即した題名、文言に変更しました。

(例)

改正前	改正後
会津若松市 工事等 入札参加停止等措置基準	会津若松市入札参加停止措置基準
市発注工事の施工等 に当たり	本市契約の履行 に当たり

(2) 再委託業者に対する停止措置適用の明確化 (第 2 条第 2 項関係)

本基準による入札参加停止措置等の対象について、工事における請負人 (下請業
者) に加え、業務委託における再委託業者も対象となる旨を追加しました。

(新旧)

改正前	改正後
入札参加停止について責めを負うべき有資 格業者である 下請負人 が～	入札参加停止について責めを負うべき有資 格業者である 下請人又は再委託先 が～

(3) 独占禁止法違反における課徴金減免適用時の取扱い (第 4 条第 2 項関係)

独占禁止法違反業者が違反を自己申告し、課徴金減免制度の適用を受けた場合に
おける入札参加停止期間の軽減について基準に定めました。

2 有資格業者が別表第 2 第 4 号又は第 5 号に該当する場合において、独占禁止法第
7 条の 2 第 10 項から第 12 項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事
実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期
間の 2 分の 1 とする。(後略)

(4) 事業譲渡があった場合の停止措置の承継 (第 4 条の 2 関係)

事業譲渡等により入札参加資格を承継した場合、入札参加停止措置も承継するも
のとなりました。

(入札参加停止期間の承継)

第4条の2 入札参加停止期間中の有資格業者から事業譲渡その他の組織変更により入札参加資格を承継する者は、当該入札参加停止措置を承継するものとする。

(5) 事故等発生の場合の報告（第6条の2関係）

本基準に該当する事故等が発生した場合、入札参加登録業者から文書による報告を求めるものとし、報告を怠った又は著しく遅滞した場合は、入札参加停止期間を加重可能しました。また各課の長は、本基準に該当するおそれがある事案が発生した場合は、契約検査課長あてに文書により報告するものとなりました。

(6) 本市契約に係る粗雑履行の適用範囲の見直し（別表第1第2号関係）

本市契約に係る粗雑履行について粗雑の程度が軽微（例えば、全治15日未満の負傷や検査員等の指示による修補があった）な場合は、入札参加停止ではなく、文書による注意としました。

(新旧)

改正前	改正後
3 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	2 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（ 粗雑の程度が軽微であると認められるものを除く。 ）又は 工事成績が不良 のとき。

(7) 本市契約に係る公衆損害事故の適用範囲の見直し（別表第1第5号関係）

本市契約に係る公衆損害事故における軽微な物損事故（物損額50万円未満）等については、文書による注意の対象としました。

(新旧)

改正前	改正後
6 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は 損害 を与えたと認められるとき。	5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は 損害（軽微なものを除く。） を与えたと認められるとき。

(8) 市発注以外の事故の適用範囲の明確化（別表第1第6号及び第8号関係）

本市発注以外の契約に係る公衆損害事故及び関係者の事故に係る入札参加停止について、適用範囲を市内とする旨、基準に明記しました。

(新旧（公衆損害）)

改正前	改正後
7 一般工事等の施工等に当たり、安全管	6 本市の区域内における 一般契約の履行

理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。
---	---

2 会津若松市工事等入札参加停止措置運用基準の主な改正事項

(1) 入札参加停止期間の表記変更及び標準停止期間の設定（基準本則1及び別表）

事案毎の入札参加停止期間について、よりわかりやすい表記とするため、一括して別表に整理するとともに、判断する際の指標とするため、個別に例示し、それぞれ標準的な停止期間を設定しました。 →運用基準別表参照

(2) 契約違反があった場合の取扱いの整理（別表第1第4号）

「契約違反」に該当する例について、より詳細に決めました。

（改正後の契約違反の例示及び標準停止期間）

(1) 契約の全部を履行しなかった場合 ⇒停止期間4か月
(2) 契約の一部を履行しなかった場合 ⇒停止期間2か月
(3) 2週間以上の履行遅滞があった場合（あらかじめ工期や納入期限が延長された場合を除く。）。 ⇒停止 遅滞日数+30日
(4) 監督又は検査業務若しくは検収業務を妨害した場合又は監督員又は検査員若しくは検収員の指示に従わない場合 ⇒停止期間2か月
(5) 施工体制台帳、事故発生報告書の提出等必要な報告を怠ったとき（発注者の指示により遅滞なく改善した場合を除く。）など ⇒停止1か月
(6) その他正当な理由なく契約又は契約に係る条件に違反した場合 ⇒停止2週間

(3) 人身事故に関する取扱いの見直し（別表第1第2号、第5号～第8号）

入札参加停止の対象となる人身事故の負傷の程度について、治療に要する期間が30日以上の医師の診断があった場合を「重傷」、治療に要する期間15日以上30日未満の医師の診断があった場合を「軽傷」とし、それぞれ停止期間を決めました。

（新旧）

区分	改正前	改正後
市発注 案件	（公衆損害事故） ・ 入院加療1～30日 停止1か月 ・ 入院加療1か月以上 停止2か月 （関係者事故） ・ 入院加療1か月以上 停止1か月	（公衆損害事故） ・ 軽傷(治療期間15～29日) 停止1か月 ・ 重傷(治療期間30日以上) 停止2か月 （関係者事故） ・ 重傷 停止1か月

市発注 案件以 外	(公衆損害事故) ・ 入院加療1か月以上 停止1か月 (関係者事故) ・ 入院加療1か月以上 停止2週間	(公衆損害事故) ・ 重傷 停止1か月 (関係者事故) ・ 重傷 停止2週間
-----------------	---	---

(4) 建設業法違反に関する見直し (別表第2第9号)

建設業法違反に対する運用について、より明確化しました。

(改正後の建設業法違反(市外)の標準停止期間)

ア	有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経 ないで公訴を提起された場合 ⇒停止6か月
イ	経営事項審査申請における虚偽記載により営業停止処分 ⇒停止2か月
ウ	15日以上の営業停止処分を受けた場合(経営事項審査における虚偽記載を除く。) ⇒停止1か月

(5) 不正又は不誠実な行為に該当する内容の整理 (別表第2関係)

法令違反や入札における不正行為等に適用する「不正又は不誠実な行為」につい
て、従前の措置事例等を踏まえ、より詳細に例示しました。

(改正後の不正又は不誠実な行為の規定(抜粋))

(3) 本市発注に係る入札等における不正又は不誠実な行為
ア 落札決定後(随意契約に係る相手方の決定を含む。)、正当な理由なく契約を締結し ない場合 ⇒停止2か月
イ 会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱第14の規定による指示を受けたにもか かわらず、当該指示に従わない場合又は指示に対する措置の結果が適切でない場合 ⇒停止2か月
ウ 低入札価格調査における事情聴取又は談合等不正行為に関する調査審議に応じない 場合 ⇒停止2か月
エ 事前に公表された予定価格を上回る入札をした場合(錯誤を除く。) ⇒停止1か月

(6) 運用基準の公表

これまで非公表としてきた運用基準について、透明性の向上等の観点から、市ホ
ームページ等において公表することとしました。

3 施行期日等

平成30年4月1日(同日以後に発生した事実に係る案件について適用します。)